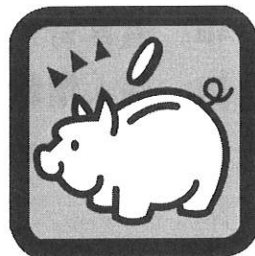
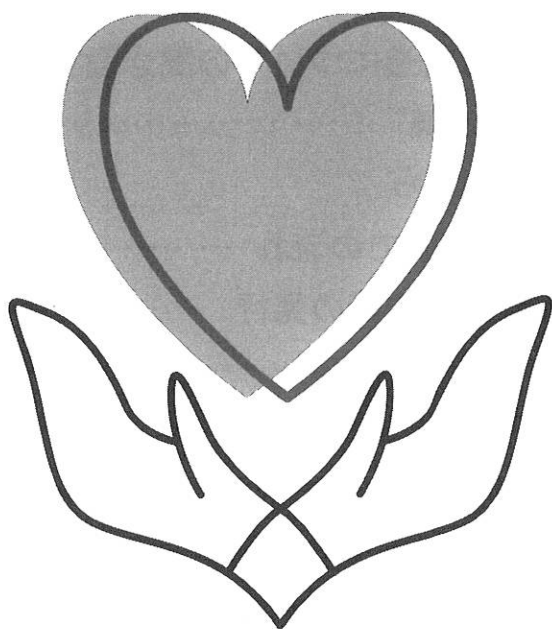


米山寄付金マニュアル

2021－2022年度



米山寄付金マニュアルは、寄付増進の方策や実務に必要な基本情報と帳票見本を添付しています。必ずお読みください。

米山寄付金マニュアル

－目次－

I. 寄付金増進の方策	1
II. クラブにおける寄付増進についての聞き取り調査	2
III. 寄付増進の方策（地区編）	3
IV. 寄付金の種類と送金から 領収証・表彰品受領までの流れ	4
V. 寄付金の送金方法と領収証の発行	5
VI. 表彰制度	6
VII. 寄付金 Q & A	8
VIII. 遺言寄付のご案内	11
IX. 個人情報保護方針	12
X. 間違いやすい送金先	13

巻末

普通寄付金送金明細	14
特別寄付金送金明細（個人寄付用）	15
特別寄付金送金明細（法人寄付用）	16
遺言寄付申込書	17
寄付金に関する米山奨学会への連絡	18
米山奨学事業へのご支援のお願い	19

（各クラブから当会へのご寄付をお願いされる際にご利用下さい）



I. 寄付金増進の方策

～米山記念奨学会からのお願い～

当会で提案された寄付増進の具体的な方策は以下のとおりです。

皆さまの地区、そしてクラブでぜひご活用くださいますよう、お願いいたします。

地区役員、各クラブへのお願い

1. **寄付が少ないクラブへの重点訪問**: 寄付の少ないクラブは、米山奨学事業への関心が低く、また理解されていないことが多い。地区役員はそうしたクラブへ重点的に訪問し、米山に対する興味・関心を喚起し、事業内容を理解いただけるよう、フォローアップする。
2. **寄付を集める独自のアイデア**: 効果的に寄付を募る、クラブ独自のアイデアを実践していただく。なお、当会でも方策案や実例をまとめ、参考にさせていただく。
3. **卓話**: 年度後半になっても寄付の伸びないクラブに対しては、地区役員ばかりでなく、奨学生や学友による卓話を多く行う。
4. **寄付手続きの周知**: 新入会員は寄付の方法がわからず、寄付のチャンスを逃していることも多い。実際に寄付をするための手順を広報するとともに、寄付をしやすい雰囲気を作る。
5. **奨学生を受け入れる雰囲気**: 世話クラブは、奨学生の誕生日をクラブでお祝いする等、奨学生が世話クラブへ自然にとけこみ、様々なクラブの行事へ参加できるよう工夫する。
6. **免税措置の周知**: 特別寄付金、普通寄付金(データで申請のあったクラブのみ)ともに免税領収証が受領できることを周知徹底させる。
7. **資料の有効活用**: 当会が発行する資料を有効に活用していただく。数々の資料も、放置されたままとか、配布するにとどまるケースも多いため、用途に応じて活用するよう、クラブ委員長、事務局に促す。
8. **寄付状況を常にチェック**: 当会ホームページに掲載している寄付実績(寄付金納入明細表)、また個人クラブ累計表(クラブ～委員長の手引き P.14 参照)を有効に活用していただく。

参考：地区ガバナーへお願い

- ★「年度目標額」を必ず設定して、PETS、地区協議会、公式訪問などでガバナー目標額を明確に提示してください。当会で把握している限りでは、数地区は目標額を設定されていないようです。ガバナーのご発言が地区内会員に与える影響は多大でありますので、是非ともよろしく願いいたします。(約 25 地区が年度目標額を設定しています)

Ex. 普通寄付金 @5,000 / 特別寄付金 @15,000 / 個人平均寄付額 @20,000 など

Ⅱ. クラブにおける寄付増進についての聞き取り調査

(対象: 2020-2021 年度一人当たり平均寄付額上位クラブ事務局への聞き取り)

1. 2770 地区 吉川 RC(全国第 2 位)

今までと特に変わりなく、一人当たり 25,000 円(普通 5,000 円、特別 20,000 円)で、会費に含めて徴収している。会費に含める理由として、「クラブ会長や米山委員長になる方だけが義務として寄付すると個人に負担が掛かり過ぎる」ということで、かなり前からこの方針で寄付集めをしている。会員の賛同が得られれば、このようにして寄付を集めると「地区目標額も必ず達成し、また会費に含めた寄付以外にも個別に寄付をする方もいるので、個人平均寄付額も増額されるようになる」と思われ、継続して行っている。

2. 2660 地区 東大阪中央 RC(全国第 11 位)

事務局から見ても、会員の「米山へ支援しようとする意識」が大変高いように感じられる。今年度は特にコロナ禍であるにも関わらず、会費の中に特別寄付も含めて集めていることなどにより、寧ろ昨年度以上に多く寄付が集まった。来年度は「クラブ創立 50 周年」ということで、会員皆さんの寄付に対する意欲が更に高まっているように感じる。

3. 2650 地区 京都平安 RC(全国第 16 位)

今年度はクラブの執行部が「米山への個人平均寄付額ランキングで上位を目指そう」という目標を立て、寄付額の設定金額を今までよりも更に上げて寄付集めを行った。その結果、個人平均寄付額がアップしたことで、地区内トップの寄付額を集めることに繋がった。設定金額よりも更に多く寄付された方もいたこともまた要因かと思われる。

個人平均寄付額上位20クラブ

2021/6/30 現在 (単位:円)

今年度 順位	昨年度 順位	地区	クラブ名	個人平均 寄付額	会員数 (1月1日)	寄付者数割合(特別寄付)		
						個人	法人	個人(%)
1	3	2660	大阪中之島	99,485	35	33	0	94.3
2	7	2770	吉川	89,285	14	14	0	100.0
3	8	2630	岐阜サンリバー	72,187	16	0	1	
4	2	2660	大阪淀川	72,105	19	19	2	100.0
5	1626	2530	白河南	66,176	17	5	0	29.4
6	4	2590	横浜鶴見北	65,250	30	28	1	93.3
7	6	2680	神戸西神	62,285	35	10	0	28.6
8	700	2590	川崎中原	60,769	26	23	0	88.5
9	192	2660	東大阪	55,971	71	59	2	83.1
10	357	2780	ふじさわ湘南	55,882	34	34	0	100.0
11	91	2660	東大阪中央	54,523	21	16	0	76.2
12	33	2660	大阪東	47,666	132	137	2	103.8
13	25	2750	東京渋谷	47,297	37	32	6	86.5
14	9	2770	川口東	46,900	25	25	0	100.0
15	1499	2580	東京北	45,952	105	7	1	6.7
16	243	2650	京都平安	45,486	23	23	0	100.0
17	1171	2610	金沢西	45,000	50	15	2	30.0
18	20	2580	東京麹町	44,875	40	4	0	10.0
19	2026	2730	南九州大崎	44,814	27	2	0	7.4
20	21	2640	堺北	44,066	30	30	0	100.0

Ⅲ. 寄付増進の方策(地区編)



2020-21 年度 前年度伸び率 TOP3

1 位 2530 地区

- コロナ禍により例会の開催数が減少した中、卓話にて米山 BOX ばかりでなく、会員の誕生日・結婚記念日・会社の創立記念日など、何か節目の時に功労者を狙って寄付していたくようお願いした。
- 年度ガバナーが米山に対して理解があり、米山委員長・委員とともに米山の寄付増進活動に積極的に推進していただいたことも寄付増進に効果があった。
- 会員の中では「第1回米山功労者」として表彰されてしまうと「寄付完了」と思われてしまうロータリアンもいるため、第2回、第3回とマルチプルを目指して寄付していただくよう広報活動を行った。

2位 2580 地区

- 昨年度からの伸び率が2位になったものの、例年通りの寄付増進活動しか行わなかった。
- 例年と同様ではあるが米山月間で卓話をする際に、米山奨学会への寄付のお願いを丁寧に行った。
- PETS やクラブ会長幹事会、セミナーなどでも細目に寄付のお願いをした。

3位 2570 地区

- 2019 年度がコロナの影響のため、例年よりも寄付額が減少してしまったことで2020 年度の米山委員会では寄付増強に重点を置いたことが結果に表れた。
- 各クラブの米山関係者が集まる年度初めのオリエンテーションやクラブ委員長セミナーで寄付のお願いを徹底した。
- 委員会内で寄付増進の重要性を共通認識させ、さらにガバナーからも協力いただいたことで前年度よりも寄付額のアップに繋がった。

貴地区目標(設定されている場合はご記入ください)

貴クラブ目標(設定されている場合はご記入ください)

IV. 寄付金の種類と送金から 領収証・表彰品受領までの流れ

寄付金には、「普通寄付金」と「特別寄付金」の2種類があります。

1. 普通寄付金

地区またはクラブで決めた金額×会員数(7月1日、1月1日)で寄付をお願いしています。

毎年金額が変動する特別寄付だけでは、留学生への奨学金給付という公益事業の安定的・継続的な財源とはなりません。当会では財団法人設立当初から、全クラブに安定財源としての普通寄付をお願いしてきました。「多地区合同活動」の一環として、当会事業へのご理解を深めて頂き、ご寄付をお願いします。また、税制上の優遇措置もホームページより会員名のデータを作成しお送りいただければ、送付いたします。

2. 特別寄付金

個人・法人またはロータリークラブから普通寄付金以外に任意でいただく寄付です。創立記念日などお慶びの機会にも特別寄付金をお願いいたします。なお、「クラブ創立〇〇周年記念寄付」や「ガバナー公式訪問」などの記念にもご寄付をいただいています。金額の下限もございません。また、会員以外の方の寄付もお受けしており、会員の方と同様に税制上の優遇措置も受けられます。また、2012 年度1月以降の寄付金から、「税額控除」も適用可能となり「所得控除」と選択可能となりました。

ロ タ リ ー ク ラ ブ

銀行振込み後「送金明細」でご連絡ください。

普通寄付金 「Web 入力フォーム(当会 HP)、もしくは e-mail, or FAX」

特別寄付金 「e-mail, or FAX」

月次締め後、ガバナー事務所・評議員・理事・監事・米山委員長・寄付増進担当委員・財務委員には締め処理完了メールを送信し、ECM ファイル共有サービスにて配置したファイルを見ていただくよう、ログインのお願いをしています。

但し、こちらの共有サービスのご利用が難しい場合、資料のメール配信も可能ですので、ご連絡ください。

普通寄付金

7月・1月

金融機関の振込用紙で
送金(ATM 可)

特別寄付金

個人・法人・クラブ扱い

金融機関の振込用紙で
送金(ATM 可)

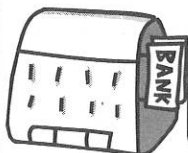
e-mail 送信先

kifu@rotary-
yoneyama.or.jp

送金先: 三井住友銀行 京橋支店 普通預金 0920373

口座名義: 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ



公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

入金確認と寄付金明細を照合しコンピュータ登録

特別寄付明細書(2016 年 4 月より送付方法変更)

入金処理次第、クラブ宛に処理完了メールを送信。ECM ファイル共有サービスにて、明細書をクラブ毎のファイルに配置しますので、ログイン後プリントアウトをお願いしています。感謝状、表彰品(メジャードナーのピンバッジ)は今まで通り、明細書を同封してお送りします。月次締め後、翌月に創立記念寄付表彰盾及びメジャードナーの表彰盾は(株)生駒時計店より、また特別功労法人・功労法人・功労クラブ感謝状は当会より送付します。特別功労法人の盾は地区大会に合わせて、現地区ガバナー事務所へ直接送付します。

ECM ファイル共有サービスで御不明点がございましたら、事務局までお問い合わせください。ご利用できない場合には、別途対応させていただきます。

確定申告用書類

法人 入金毎に送付

個人 確定申告に間に合うよう、1月～12月分(普通寄付はご申請いただいた分のみ)をまとめて翌年の1月末日までに送付

寄付金納入明細表
(2005年4月分より、
HPにて掲載)

V. 寄付金の送金方法と領収証の発行

1. 寄付金は所属のロータリークラブからご送金ください。

送金明細はロータリークラブ名にて e-mail もしくはFAXでお送りしてください。

また、普通寄付金の場合には Web 入力フォームもご利用いただけますので、ホームページから直接入力ください。E-mail, FAX の場合には巻末の「寄付金送金明細」またはホームページのダウンロードの明細をご使用くださいますようお願いいたします。

尚、巻末の送金明細と同様の内容が書かれた明細ならば、形式は問いません。

送 金 先

三井住友銀行 京橋支店 普通預金 0920373

口座名義: 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会
ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

e-mail 送信先

kifu@rotary-yoneyama.or.jp

2. 入金処理後、完了メールをロータリークラブに送付します。

- ① 特別寄付明細書は、入金処理次第、クラブ宛に処理完了メールを送信し、ECM ファイルに明細書を配置したことをお知らせします。ログイン後、プリントアウトをお願いしています。
- ② 普通寄付の領収に関しては、「寄付金納入明細表」(HP にて掲載)でご確認下さい。

3. 確定申告用領収証【税額控除に係る証明書(写)付】を送付します。

- ① **法人寄付**に関しては、入金の都度、ロータリークラブ宛に送付します。
- ② **個人寄付**の特別寄付に関しては、1月～12月の1年分をまとめて翌年の1月末までに、クラブ宛に送付します。また、普通寄付に対しても当会ホームページより会員名のデータを11月末日までにご報告いただければ、確定申告用領収証を発行いたします。詳細はホームページにてご確認ください。

寄付金と税制上の優遇措置

ロータリー米山記念奨学会は内閣府より「公益財団法人」の認定を受けているため、当会への寄付金には、所得税(個人)、法人税(法人)の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。2012 年1月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。

個人の場合、1年間(1月～12月、普通寄付の場合は 11 月まで)に寄付があれば確定申告用領収証に税額控除に係る証明書(写)が付いたものを翌年の1月末日までには各ロータリークラブを通して、会員にお届けします。(写しの部分は切り取らずに申告してください。また今まで提出していた特定公益増進法人の証明書は不要となりましたので、ご承知おきください)(普通寄付金は当会宛てにホームページよりデータで会員名をご提供ください。また、普通寄付金をクラブ会費から捻出している場合、法人事業者様はクラブへの会費の支出は、法人所得の計算上「交際費」として既にRC会費が損金計上されていますので、個人の確定申告時に控除が出来ません。申告の際にはご注意くださいますようよろしくお願いいたします)

VI. 表彰制度

ロータリー米山記念奨学会の寄付金に対する表彰制度は、2003 年度より 10 万円を 第 1 回米山功労者とする制度へと改定されました。また、2007 年度には「準米山功労者」(累計 3 万円)を復活させました。表彰品は 100 万円未満の功労者表彰は全て感謝状のみとし、100 万円以降は 100 万円ごとにピンバッジ、400 万円以降はクリスタルの盾をお贈りしています。10 万円ごとにお贈りする感謝状は、累計金額ごとに青色・銅色・銀色・金色と4色に色分けされています。

法人寄付に対する表彰も 2007 年度に一部改定し、米山功労法人が 35 万円毎の表彰ではなく、50 万円の1回のみとなっています。

1. 個人寄付（特別寄付金のみ）

累計金額	名 称	表 彰 品
3 万円	準米山功労者	なし
10 万円	第 1 回米山功労者	感謝状【青色】
20 万円	第 2 回米山功労者マルチプル	感謝状【銅色】
30 万円	第 3 回 "	"
↓	↓	"
60 万円	第 6 回 "	感謝状【銀色】
70 万円	第 7 回 "	"
↓	↓	"
100 万円	第 10 回米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 + ピンバッジ [®] (ルビー)
110 万円	第 11 回 "	感謝状【金色】
↓	↓	"
200 万円	第 20 回 "	感謝状【金色】 + ピンバッジ [®] (エメラルド)
210 万円	第 21 回 "	感謝状【金色】
↓	↓	"
300 万円	第 30 回 "	感謝状【金色】 + ピンバッジ [®] (ダイヤモンド)
310 万円	第 31 回 "	感謝状【金色】
↓	↓	"
400 万円	第 40 回 "	感謝状【金色】 + クリスタルの盾*

感謝状は、
累計金額によって
4 色あります

- 300万円以降は10万円毎に感謝状、100万円に達する毎に感謝状およびクリスタルの盾をお贈りします。
- 感謝状・表彰品は寄付金送金後、当会発行の明細書とともにロータリークラブへご送付いたします。
*メジャードナー用のクリスタル盾のみ、翌月生駒時計店より発送されます。

2. 法人寄付（特別寄付金のみ）

累計金額	名 称	表 彰 品
5 万円	準米山功労法人	なし
50 万円	米山功労法人	感謝状(ファイル付)
100 万円	米山特別功労法人	感謝状(ファイル付)と盾*
以降 100 万円毎	〃	〃

- 準米山功労法人は、5 万円以上 35 万円未満から 5 万円以上 50 万円未満へと変更されています。
- 米山功労法人は、35 万円毎の表彰ではなく、50 万円の 1 回のみです。
- 米山特別功労法人は、ロータリークラブ宛てに感謝状、ガバナー事務所宛に盾*（地区大会用として）を送付します。

3. クラブ寄付（普通寄付金及び特別寄付金）

累計金額	名 称	表 彰 品
100 万円	米山功労クラブ(特別寄付のみ)	感謝状（初回のみケース付き）
—	クラブ創立記念特別寄付	盾（10 万円以上ご送金のクラブに贈呈）
1000 万円毎	達成クラブ(普通寄付＋特別寄付)	感謝状（ファイル付）

- 米山功労クラブは月末にデータを確認後、当会よりまとめてお送りしますので、個人寄付に比べて発送が若干遅くなります。お急ぎの場合には事務局までお問い合わせください。

* 「寄付金送金明細書」に表彰品を受けるか、辞退するかのご意志を問う項目があります。ご辞退の場合にはその項目欄にチェックをお入れください。



VII. 寄付金Q&A

質問の多い内容についてお答えします。



1. 表彰制度について



普通寄付金も功労者の対象になりますか？

普通寄付金は特別寄付金と趣旨が異なり、設立当初から当会奨学事業の発展のために安定財源の寄付ということでご納入いただいている寄付です。そのため、現時点では個人表彰の対象になっておりません。



米山功労者表彰は10万円刻みですが、寄付も10万円からですか？

米山功労者表彰制度は10万円刻みですが、ご寄付の金額はおいくらからでも結構です。なお、特別寄付金についての確定申告用の領収証は自動的に発行します。普通寄付金についてはホームページ上にて申請方法をお知らせしていますので、ご確認ください。



準米山功労者はどう呼びすればよろしいですか？

準米山功労者はいったん廃止となりましたが、2007年7月より再度復活することになりました。当会からの表彰はありませんが、各クラブで名称としてお使いください。



表彰品を辞退することはできますか？

お申し出いただければ、寄付者のご意志を尊重し、表彰品はお贈りいたしません。また、米山功労クラブに対してもご辞退を受け付けます。



功労クラブの表彰は、クラブとしての特別寄付だけが対象ですか？

クラブ扱いのみではなく、個人・法人すべての特別寄付金が対象です。



達成クラブの表彰の対象は何ですか？

普通寄付金・特別寄付金の合計金額が1千万円毎に達したクラブを年度末で締切り、次年度地区大会にて表彰いたします。納入明細表の過去累計額をご参考下さい。



創立記念寄付をすると表彰されると聞いたのですが...

クラブ創立記念寄付として特別寄付をされた場合、月末で締切り、翌月末までに表彰品が贈呈されます。(表彰品は10万円以上のクラブに贈呈)ご功績を披露するため、ガバナー公式訪問、例会等で感謝の意を表していただきますようよろしくお願いいたします。また、創立記念式典にて盾が必要な場合には、先にご送金いただき、盾のご使用日をご連絡くだされば式典日に間に合うよう作成します。

2. 普通寄付金について



普通寄付金はクラブによって金額が異なりますが、どうやって決めるのですか？

当会としては寄付額が減額されることなく、続けられることをお願いしています。また、地区によっては目標額として金額設定しているところもあります。2020 年度の普通寄付平均寄付額は 4,865 円でした。



なぜ普通寄付金をするのですか？

毎年寄付額が変動する特別寄付だけでは、留学生への奨学生給付という公益事業の安定的・継続的な財源とはなりません。当会では財団法人設立当初から、全ロータリークラブに安定財源としての普通寄付をお願いしてきました。当会の事業へのご理解を深めていただき、奉仕の実践として、普通寄付の送金をよろしくお願いします。



普通寄付金申告用リストは FAX で受付られないのですか？

普通寄付金は通常、クラブから単価と人数のご報告のみで個人名が分かりません。全会員のデータを取り込むことが FAX ではできないため、HP から **11 月末までにアップロード**をしてお送りください。尚、メールでも受付できませんので、ご注意ください。

3. 特別寄付金について



最初の特別寄付をしてから数年寄付をしていませんが、寄付は累計されますか？

一度特別寄付をされると、米山奨学会ではお名前を登録し、特別寄付金を累計していきます。ご寄付に期限はありません。何年空いても寄付金は累計されます。



2021 年 7 月 1 日に送金したのですが、2020-21 年度実績にできますか？

当会口座に入金された日が領収日となり、当年度実績となります。**年度をまたいで実績を付け替えることはできません**ので、年度末の 6 月 30 日ご送金予定の場合にはできる限り前日までにご送金され、**年度内に着金できるようご注意ください**。



寄付金に締切はあるのですか？

毎月末日で締切り、月毎に寄付金納入明細表を作成し、各地区に報告します。また、個人の確定申告用領収証は 12 月末日（金融機関窓口営業日）で締切り、翌年 1 月末日までにご送付します。**当奨学会の年度末はロータリー年度と同じ 6 月末日**です。



送金は個人名でもよろしいでしょうか？

基本的には所属のロータリークラブを通して、クラブ名でお送りください。またご送金とともに e-mail 又は FAX でご報告の送金明細もクラブ名をお願いします。但し、ご送金前に当会に個人名（法人名）でご送金されることをご連絡いただければ受付します。

4. 税制上の優遇措置について



確定申告用書類(領収証等)を早めにいただけないでしょうか？

法人寄付の場合は、入金毎にクラブ宛に送付しています。特別寄付金の個人寄付の場合は、確定申告に間に合うように1月～12月分をまとめて翌年の1月末までにクラブ宛に送付します。急ぎのご請求があれば、早めに送付いたします。但し、普通寄付金の確定申告用領収証はご依頼のあったクラブのみ、1月～11月分までをまとめて送付しますので、必ず**11月末日までに申請下さい**ますようよろしくお願いします。



普通寄付金はクラブ会費から出費していますが、特別寄付金と同様に領収証は申告できますか？

「普通寄付金」がクラブ会費から捻出されている場合、法人事業者は法人所得の「交際費」として既に RC 会費が損金計上されていますので控除ができません。その場合には申告用として領収証をご使用されないようご注意ください。

5. 名義について



「個人扱いから法人扱い」又は「法人扱いから個人扱い」へ変更はできますか？

特別寄付金には、「個人寄付」と「法人寄付」がありますが、各々種類の異なる寄付ですので、基本的には振替できません。ご寄付をお申し込み頂く際には、「個人寄付」か「法人寄付」なのか確認の上、明細をお知らせ下さい。



会員が退会したのですが、他の方が引き継いで寄付することはできますか？

第三者が退会者の寄付を引き継ぎ、累計させて寄付することはできませんが、奥様やご子息など親族に限り、譲渡可能です。また、ご逝去された会員の累計も、ご家族であれば引き継ぐことができます。その際には当会への送金明細にご記入いただき、ご連絡ください。

6. クラブ移籍について



ロータリークラブを移籍した場合、今までのクラブでの寄付はどうなりますか？

寄付金の記録は「個人累計額」と「クラブ累計額」の2つに分かれます。個人の累計額は、クラブを移籍しても個人実績として続けて累計します。

クラブ累計額は、移籍前までの寄付額が前クラブに記録され、移籍後は新しいクラブに記録されます。但し、クラブから移籍の連絡が無いと累計することができません。必ず新クラブから寄付をされる際には旧クラブ名をお知らせください。



移籍の報告はいつどのようにすればいいのですか？

移籍された時、または移籍して初めて寄付をされる時は移籍後のクラブからお知らせ下さい。(巻末:**寄付金に関する米山奨学会への連絡(P.18)**をご利用下さい)

ご寄付についてのお問い合わせ

寄付金マニュアルー10

担当: ^{おおば}大庭 (03)3434-8681

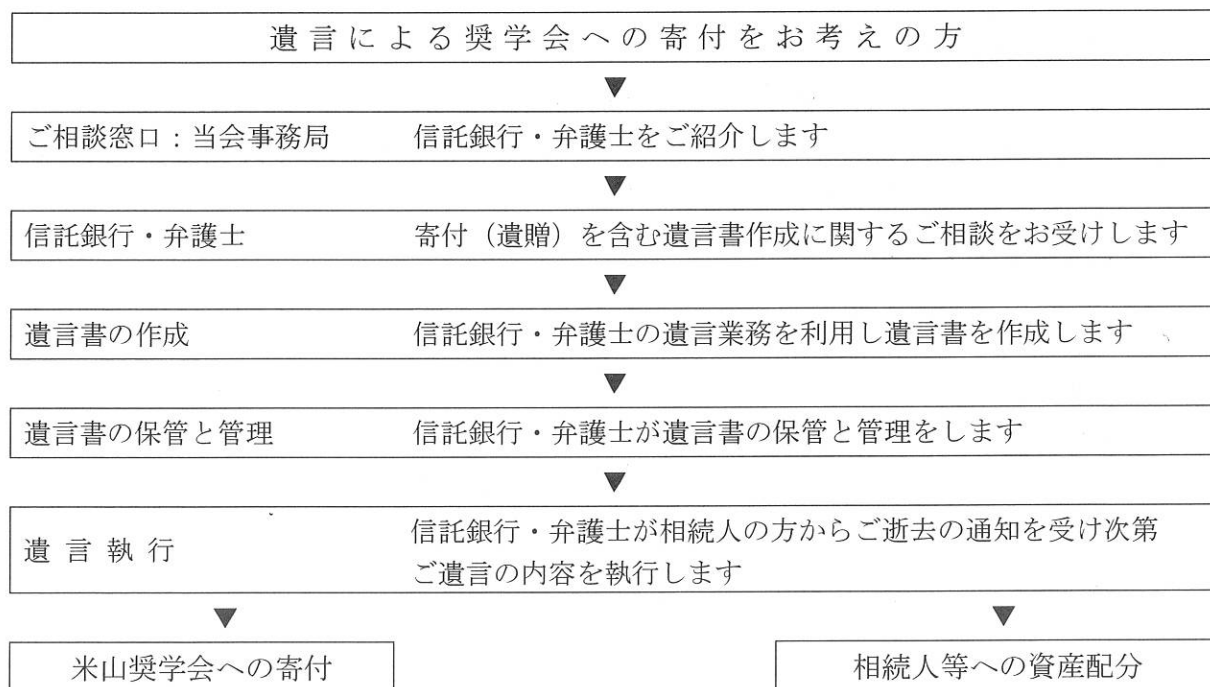
Ⅷ. 遺言寄付のご案内

～ 未来へつなげる国際奉仕 ～

米山奨学事業は、ロータリーの理想とする国際理解と親善を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創造と維持に貢献することを目的とする、日本のロータリー独自の事業です。全国のロータリアンからの浄財のご寄付を得て、今日までに支援した奨学生は20,000人を超え、民間最大の留学生奨学団体として果たす役割の重要性と可能性はますます大きくなっています。

米山奨学会では、ご寄付いただく方のご意向に添えるよう寄付金制度を整え、奨学事業を推進しています。2000年度から遺言寄付制度を設け、米山奨学事業へご賛同いただける方のご意志を募っています。遺言寄付の受付・方法は、ご寄贈いただく方がお決めになることは言うまでもありませんが、下記手続きをご参考として供することができれば幸いです。

【相談受付から遺言寄付の実現までの流れ】



<相続税の優遇措置>

遺言寄付があった場合は、その遺贈した財産は相続財産から控除されます。また、相続税の申告期間内に、相続人から寄付（相続財産からの支出）される場合も、相続財産から控除されます。

なお、金銭以外のご寄付につきましては、手続き等が複雑になりますので、寄付の対象から除外させていただきます。

<遺言寄付申込書>

遺言寄付のご意志があり、手続きについて相談をご希望される方は、巻末：**遺言寄付申込書**(P17)をご送付下さい。また、生前より目標額を定めていただき積み立てていくご寄付もごさいますので、ご相談下さい。

IX. 個人情報保護方針

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下「当会」と称す)は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱うことは社会的責務であると考えています。

当会では個人情報保護方針に基づいて、個人情報を管理し、適正な利用と保護に努めます。

1. 個人情報の収集

当会は個人情報を収集する場合はその利用目的を明確に定め、本人の意思で提供された情報を取り扱います。

2. 個人情報の第三者への開示・提供

当会は、取得した個人情報を提供できる第三者について基準を設け、以下の場合を除いて個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、取得した個人情報を当会の業務を遂行するために特定する団体、組織との間で、前項に示す目的で共同して利用することがあります。

- ① 本人の同意がある場合。
- ② 法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- ③ 人命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合に限り、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3. 個人情報の安全対策

当会は、取得した個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、紛失、破壊、改ざん、および漏洩などの防止に努めます。

4. 法令等の遵守および組織体制の整備

当会は、取得した個人情報の取扱いに関する法令、その他の規範を遵守します。

当会は、取得した個人情報の取扱いに関して、内部規定に沿った維持管理を行い、内部規定の見直しを含めて継続改善に努めます。

当会の個人情報を保護するための方針や体制等については、当会の事業内容の変化、改編および事業を取り巻く社会環境、IT 環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

5. 個人情報の照会

当会は、取得した個人情報の内容に関する照会、訂正、削除などについて、合理的な範囲で当会事務局に設ける個人情報相談窓口を通して、速やかに対応します。

問合せ先：公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 事務局 (03)3434-8681

X. 間違いやすい送金先



下記の3団体は法人格の異なる団体です。ご送金の際には、お間違えのないよう十分にご注意ください。

1. 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

勉学または研究のために来日し、わが国の正規の学校または研究機関に在籍する外国人留学生に対して奨学金を支給し、彼らの留学の目的を支援するとともに、ロータリーの理想とする、国際理解と親善に寄与することを目的とする。

＜寄付金の種類＞

普通寄付金・特別寄付金

★問い合わせ先

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル3階

Tel: (03)3434-8681 Fax: (03)3578-8281

2. 公益財団法人 米山梅吉記念館

静岡県の大井町に我が国のロータリー創始者である米山梅吉翁の遺徳をしのび、その偉業を顕彰することを目的として昭和44年9月に開館された。館内は米山梅吉翁の生涯と日本のロータリーの歩み、米山記念奨学会の足跡等が展示されている。なお、米山記念奨学会とは別法人で、独自の理事会により運営されている。

＜寄付金の種類＞

100円募金、賛助会等

★問い合わせ先

公益財団法人 米山梅吉記念館

〒411-0941 静岡県駿東郡長泉町上土狩346-1

Tel: (055)986-2946 Fax: (055)989-5101

3. 国際ロータリーのロータリー財団

ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることを使命とする。現在、「教育的プログラム」「人道的補助金プログラム」「ポリオ・プラス」の3大プログラムを推進している。

＜寄付金の種類＞

年次寄付・使途指定寄付・恒久基金

★問い合わせ先

国際ロータリー日本事務局

〒108-0073 東京都港区三田1丁目4-28 三田国際ビル24階

クラブ・地区支援室 Tel: (03)5439-5800 財団室 Tel: (03)5439-5805

経理室 Tel: (03)5439-5803 資料室 Tel: (03)5439-5802 Fax 共通 : (03)5439-0405